

所得税・市県民税の申告はお早めに

問▶ 刈谷税務署(☎〈21〉6211)
市市民税課(☎〈71〉2214)



■申告が必要な場合(主な例)

- 昨年1月1日～12月31日に次の①～⑦の収入があった場合、申告が必要です。
- ① 営業等・農業、不動産などの収入
 - ② 2カ所以上の給与
 - ③ 生命保険契約の満期金や解約の一時金など
 - ④ 株式などの配当金
 - ⑤ 所得税の源泉徴収をされていない日雇い賃金など
 - ⑥ 土地・建物などの売却収入
 - ⑦ 公的年金など(遺族年金や障害者年金を除く)の収入
- ※収入が400万円以下で、かつ公的年金以外の所得が20万円以下の人は、確定申告は不要です。

■申告書の発送

昨年の申告状況に基づき、市県民税申告書が1月下旬に市役所から、確定申告書が2月上旬に税務署から届きます。

申告書は、市民税課、桜井・南部支所、北部出張所でも配布しています。

■申告に必要なもの(主な例)

- 該当するものがある場合、書類の原本が必要です。
- ① 源泉徴収票など、収入金額がわかるもの(必要に応じ、配

偶者の分も

- ② 生命保険料・地震保険料、損害保険料の支払証明書
- ③ 社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料など)の納付額証明書または領収書
- ④ 支払った医療費の領収書
- ※事前に領収書の合計額と保険などによる補てん額が分かるようにしておいてください。
- ⑤ 認め印
- ⑥ 申告者名義の口座(金融機関名・支店名・口座番号)が分かるもの

ください。

なお、駐車場には限りがあります。来場には、徒歩・自転車、あんくるバスなどの公共交通機関をご利用ください。

■出張申告相談会場・安城市役所相談会場

- とき／ところ／対象地区 左表のとおり
- 会場での流れ 受け付けにて必要書類を確認後、番号札を渡します。番号が呼ばれるまで、会場内でお待ちください

●次の申告相談は刈谷税務署へ

- ① 営業等・農業・不動産所得の申告
- ② 土地・建物・株式などの譲渡

◎申告会場のご案内

いずれの会場も大変混雑します。時間に余裕をもってお越し

出張申告相談会場・安城市役所相談会場		
とき	ところ	対象地区
2月4日(火)	南部公民館	石井・和泉町
2月5日(水)		東端・根崎・城ヶ入町
2月6日(木)	北部公民館	里・橋目・柿碓・尾崎町
2月7日(金)		宇頭茶屋・浜屋・東栄・今本町
2月13日(木)	桜井福祉センター (桜井公民館ではありません)	堀内・川島・村高・桜井町
2月14日(金)		東・姫小川・小川・野寺・寺領・木戸・藤井町
2月17日(月)～ 3月17日(月) (土)(日)を除く)	安城市役所	市内全域

※時間はいずれも午前9時～午後4時。対象地区は目安です。どの地区でも受け付けできます。
※市役所の2月17日(月)～28日(金)は、市職員のほかに税理士も申告相談に応じます。

各種控除の申告もお忘れなく

各種控除を受けると、税額が安くなったり、税金が還付されたりする場合があります。申告の必要がない場合でも、控除を受けるためには申告が必要です。

■住宅ローンの特別控除

- 住宅ローンなどを利用して、自宅の新築・購入などをし、昨年中に入居した場合の申告には、次の書類が必要です。
- 住民票の写し
 - 家屋の登記事項証明書
 - 請負・売買契約書など家屋の取得価額が分かる書類の写し、交付を受けた補助金の額が分かる書類
 - 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
 - 敷地などの登記事項証明書、分譲に係る契約書の写し
 - 上記「申告に必要なもの」で該当するもの

■要介護認定がある人の控除

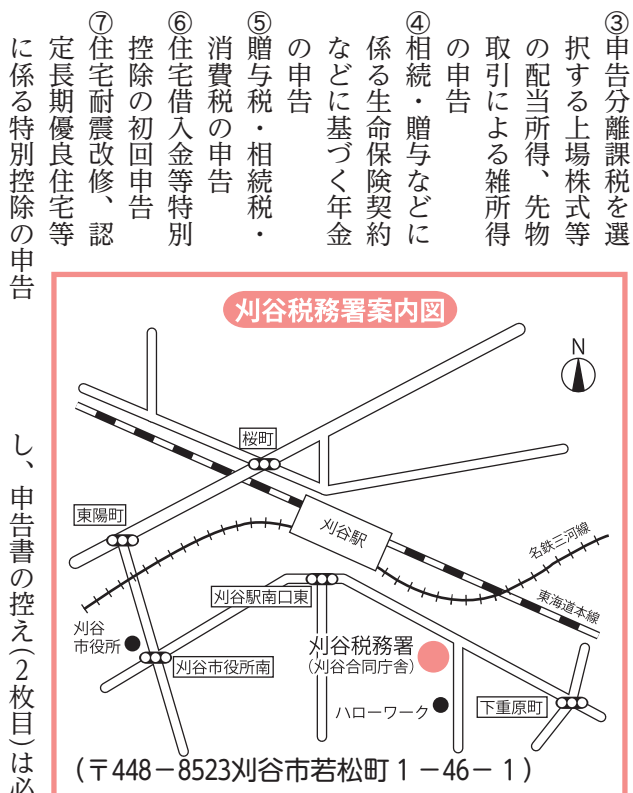
申告の際に次の書類がある場合、該当の控除を受けられる場合があります。

- ① 障害者控除の認定書
- ※身体障害者手帳などがなくても、この認定書で障害者控除を受けることができる場合があります。
- ② 医療費控除の認定書
- ※おむつ代の医療費控除に必要な医師発行のおむつ使用証明書がなくても、この確認書で使用証明書にかえることができる場合があります。

- 対象 要介護認定があり、① 65歳以上の人 ② 寝たきり状態で、昨年も申告のある人
- 申し込み 介護保険証を持って社会福祉課(☎〈71〉2223)へ
- ※認定書・確認書は、申し込み後1週間程度で送付。

■その他の控除

ここで記載した控除のほかにも、社会保険料や生命保険料などの控除があります。詳しくは刈谷税務署、市市民税課へ問い合わせてください。



■刈谷税務署会場

- 開設期間 2月13日(木)～3月17日(月)午前9時～午後5時(土、日、祭日を除く)
- 受付 2月16日(日)、3月9日(日)、16日(日)を除く
- ※受け付けは午後4時まで。
- 場所 右下図のとおり
- その他 還付申告書は1月から提出できます

■申告書の提出

記入した申告書は、各会場へ持参するか、郵送で提出できます。確定申告書は刈谷税務署、市県民税申告書は市役所へ提出してください。確定申告書を提出する際は、1枚目のみを提出

インターネット申告をご利用ください

国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」では、いつでも確定申告書を作成することができます。

● URL <http://www.nta.go.jp/>